

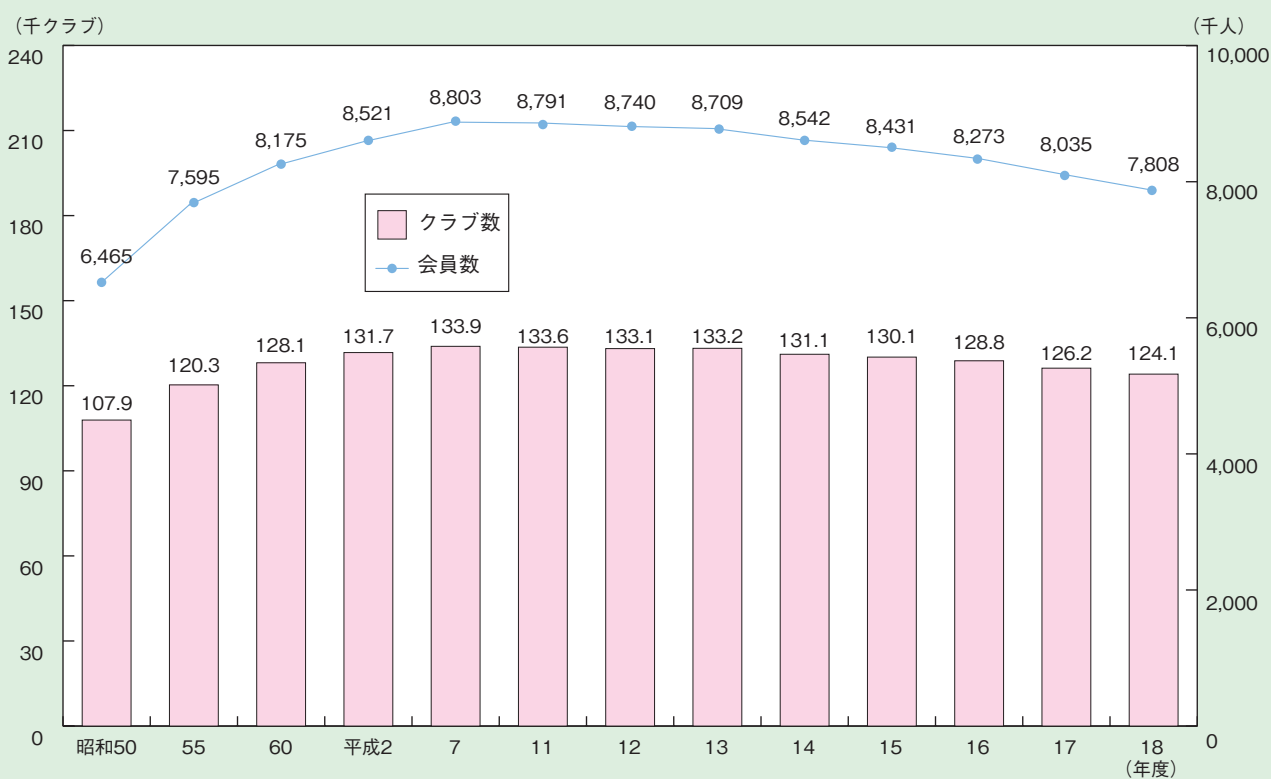


(イ) 高齢者の海外支援活動

国際交流の進展に従い、高齢者の持つ豊かな知識、経験、能力を海外において活用することが重要となっている。

このため、中高年層の海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を独立行政法人国際協力機構を通じ行っており、平成19年度は、「再チャレンジ支援総合プラン」を受けて、団塊の世代を意識したシニア海外ボランティアに関する情報の提供、参加がより容易となるような派遣形態・期間の多様化、語学研修の機会の充実などにも努めている（図2-3-25）。

図2-3-24 老人クラブ数と会員数の推移



資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」（厚生省報告例、平成12年度から福祉行政報告例）（各年度3月末現在）

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送、解説放送等の充実を図ることは重要である。このため、字幕番組、解説番組等の制作に対し助成を行っているが、平成19年10月には、20年度から29年度までの字幕放送と解説放送の普及目標を定めた行政指針を策定し、各放送局の自主的な取組を促している。

イ NPO 等の活動基盤の整備

ボランティア活動は国民生活を豊かにする上で大きな可能性があるものとして注目されており、平成17年4月のボランティア活動者総数は738万6,000人、ボランティアグループ数は12万4,000グループに達しており、また、活動内容も高齢者や障害者に対する活動、子どもの健全育成に関する活動、自然保護やまちづくりに対する取組など多岐にわたっている（図2-3-26、表2-3-27）。

ボランティア活動の基盤の整備については、全国社会福祉協議会に対し、「全国ボランティア活動振興センター運営事業」として、全国ボ

ランティアフェスティバル開催やボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等へ補助を実施した。

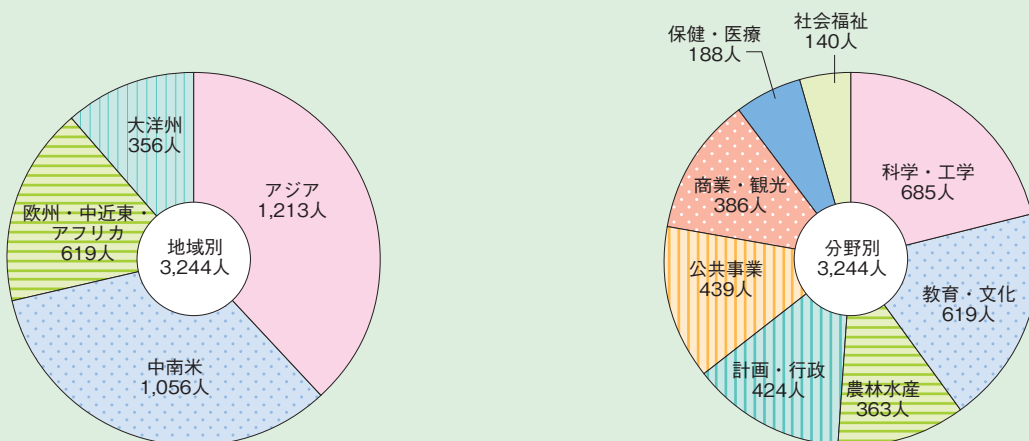
また、地方自治体や民間団体等に対し、「地域福祉等推進特別支援事業」として、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組へ補助を実施した。

地域住民がボランティア活動をはじめ、地域の様々な課題を解決する学習や活動などに取り組むことを通じて、住民同士が「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりを推進する事業を行った。

大学や高等学校の入学者選抜においては、ボランティア活動や社会奉仕活動に対し、適切な評価が行われるよう配慮を求めている。

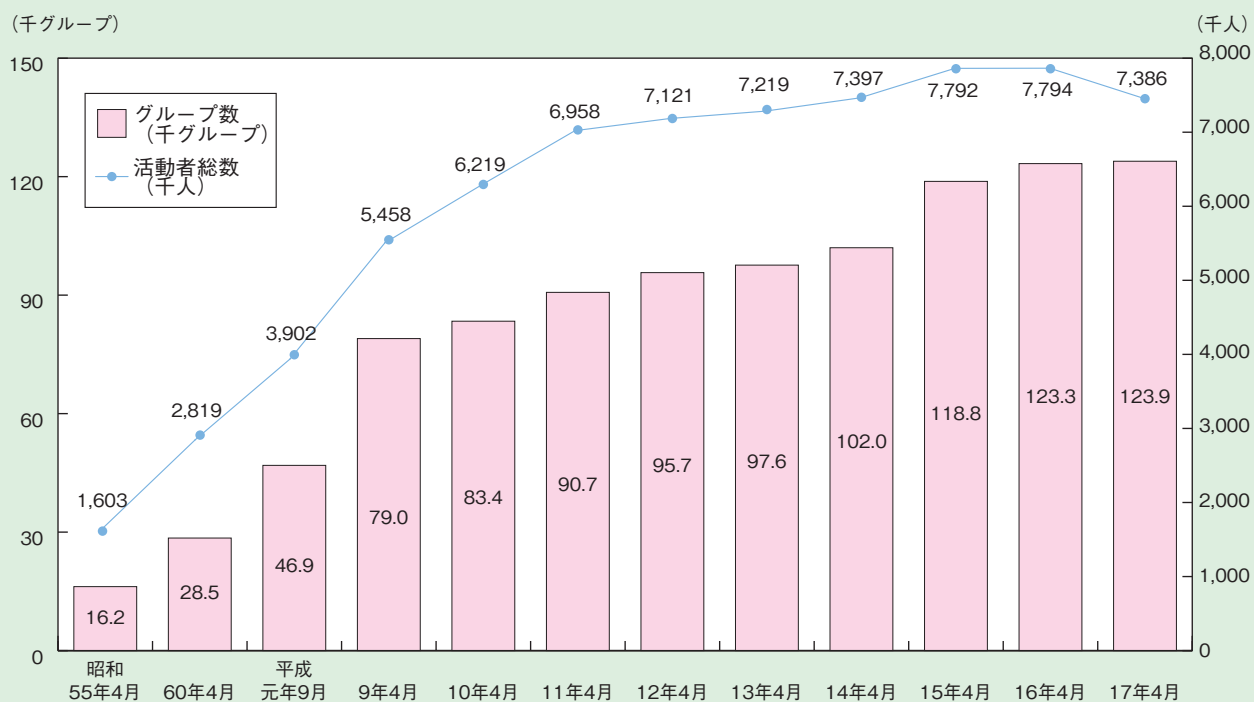
さらに、小学校の余裕教室等に安全・安心して活動できる子どもの活動拠点（居場所）を設け、高齢者等の幅広い世代の地域住民の参画を得て、放課後や週末等における様々な体験活動や交流活動等を実施した。平成19年度は、全国約6,300か所で事業を展開した。

図2-3-25 地域別・分野別 シニア海外ボランティアの派遣者



(注) 平成2年度(事業開始)～平成20年2月29日現在

図2-3-26 ボランティア数の推移



資料：全国社会福祉協議会「ボランティア活動年報 2005年」
 (注) 都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターが把握している数値である。

表2-3-27 ボランティア活動の内容

(i) 活動型 (複数回答)

活動類型	団体・グループ (%)	個人 (%)
人に対して直接サービスを提供している (対人サービス型)	43.2	53.7
人との交流を行っている (交流型)	45.7	51.2
社会的に不利な立場におかれた人々への支援活動 (支援型)	43.1	39.9
特定の人を対象とするよりは、テーマに沿った活動を行っている (テーマ型)	35.3	29.2

(ii) テーマ型の活動を行っているもののテーマ内容 (%)

テーマの内容	団体・グループ (%)	個人 (%)
伝統文化の継承や芸術の普及	12.0	13.1
環境保全・自然保護	15.1	20.2
国際的な支援活動	3.1	3.7
まちづくり	20.8	15.0
防災・災害・安全	2.9	5.4
その他	38.9	29.3
無回答	7.2	13.3

(iii) 対人サービス型、交流型、支援型の活動を行っているものの活動対象者 (複数回答) (%)

活動の対象者	団体・グループ (%)	個人 (%)
高齢者や介護者	55.2	63.8
障害児・障害者やその家族	52.5	52.9
子ども	18.8	22.2
子育て中の人	9.1	10.0
在日外国人・留学生	1.4	3.2
ホームレス	0.3	0.5
難病患者やその家族	4.3	5.0
海外の人々	1.1	1.6
その他	12.1	9.8

資料：全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動者実態調査」(平成13年12月31日現在)

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき、特定非営利活動法人の認証・監督などを行っている（表2-3-28）。

また、内閣府 NPO ホームページにおいて、全国の特定非営利活動法人に関する基本情報や NPO 関連施策情報が入手できる「NPO ポータルサイト」の運用などを行い、市民活動に関する情報の提供などを行っている。

4 生活環境

「生活環境」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであることから、生涯生活設計に基づいて住宅を選択することが可能となる条件を整備し、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る。そのため、居住水準の向上を図り、住宅市場の環境整備等を推進するとともに、親との同居、隣居等の多様な居住形態への対応を図る。また、高齢期における身体機能の低下に対応し自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、福祉施策と

の連携により生活支援機能を備えた住宅の供給を推進する。

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に一人暮らしや障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図る。

さらに、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の形成のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、平成18年6月に「住生活基本法」（平成18年法律第61号）が制定された。

「住生活基本法」においては、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進に関

表2-3-28 特定非営利活動法人の認証数

所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数
北海道	1,379	神奈川県	2,062	大阪府	2,424	福岡県	1,107
青森県	244	新潟県	450	兵庫県	1,199	佐賀県	248
岩手県	305	富山県	219	奈良県	255	長崎県	351
宮城県	473	石川県	233	和歌山県	274	熊本県	416
秋田県	177	福井県	190	鳥取県	138	大分県	385
山形県	287	山梨県	239	島根県	185	宮崎県	236
福島県	439	長野県	703	岡山県	433	鹿児島県	435
茨城県	421	岐阜県	488	広島県	514	沖縄県	318
栃木県	383	静岡県	748	山口県	302	都道府県計	30,998
群馬県	548	愛知県	1,083	徳島県	208	内閣府	2,677
埼玉県	1,160	三重県	452	香川県	191	全国計	33,675
千葉県	1,273	滋賀県	380	愛媛県	253		
東京都	5,750	京都府	831	高知県	209		

資料：内閣府国民生活局（平成20年1月31日現在）

して、4つの基本的理念（①現在及び将来の住生活の基盤となる住宅の供給等、②住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成、③民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の擁護、④低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保）を定めるとともに、基本理念の実現に向けた各主体の責務、基本的な施策等を定めており、同年9月には、同法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、推進するための基本的な計画として「住生活基本計画（全国計画）」を閣議決定した（表2-3-29）。

また、平成19年7月に制定された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、公的賃貸住宅の供給及び民間賃貸住宅の活用等を図ることとしている。

ア 良質な住宅の供給促進

（ア）持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤

労者財産形成住宅貯蓄、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業及び勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講じている。

（イ）良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

高齢者世帯の増加に対応するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。）に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図るとともに、独立行政法人住宅金融支援機構において高齢者世帯向け賃貸住宅融資を実施している。

また、平成19年度には公営住宅制度を補完する公的賃貸住宅（特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅）制度を再編して、地域優良賃貸住宅制度を創設し、民間の土地所有者等が提供する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して整備費の助成、地方公共団体による家賃減額の支援等を実施している。

表2-3-29 住生活基本計画（全国計画）における高齢社会対策に関する目標、成果指標及び基本的な施策

目標	目標の達成状況を示す成果指標	基本的な施策
1 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継	[ユニバーサルデザイン化の推進] ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 【10%（H15）→25%（H27）】	○高齢者、障害者をはじめとする多様な者が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進する。
4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	[高齢者等への配慮] ・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化（注1） 【29%（H15）→75%（H27）】 うち、高度のバリアフリー化（注2） 【6.7%（H15）→25%（H27）】 （注1）一定のバリアフリー化： 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当 （注2）高度のバリアフリー化： 2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当	○高齢者、障害者、小さな子どもがいる世帯、外国人、ホームレス等の居住の安定を確保するため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るほか、高齢者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報の提供等を行う。 ○高齢者、障害者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進するとともに、高齢者、障害者等に配慮した賃貸住宅の供給や公的賃貸住宅等と福祉施設の一体的整備を推進する。

※住生活基本計画（全国計画）における「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標」は、上記のほか「2 良好な居住環境の形成」、「3 国民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」がある。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/jyuseikatsu/hyodai.html>

資料：国土交通省